

いいだ 市議会だより

No. 157

平成 19.1.30

編集/市議会だより編集委員会 発行/飯田市議会 〒395-8501 長野県飯田市大久保町 (TEL)0265-22-4511

PRINTED WITH
SOYINK™
大豆油インキ100%使用

R100
古紙配合率100%紙

第4回 定例会

第5次飯田市基本構想基本計画を可決

飯田市地域人形劇センター条例を可決

下水道及び農業集落排水処理施設の使用料を改定



12月6日に浜井場小学校6年生の児童の皆さんが市議会を傍聴にいらっしやいました。「おずかしいけど、議員さんは飯田のことを一生懸命に話し合ってるね」「南アルプスが世界遺産なんて夢だね！」皆さんメモを取られながら、とても熱心に聞き入っておられました。

定例会のあらまし

平成18年飯田市議会第4回定例会は11月21日に招集され、11月28日から12月19日までの22日間の日程で行われました。本会議の初日には、恒例の市長による所信表明があり、この中で、三遠南信サミットへの参加と今後の三遠南信地域の連携強化に向けた取組み、10月1日に稼動開始したまちなかインフォメーションセンターと10月27日に行われた橋南第二地区再開発ビルのグランドオープンなど、最近の市の事業の動向について説明がありました。

今定例会の一般質問では、南アルプスを世界遺産に登録する取組み、いじめ問題や教育のあり方

など教育上の課題、児童及び障害者への福祉、医療、産業振興、広域行政などの分野について、18人の議員が活発に意見を交わしました。

また、市長側から「飯田市基本構想基本計画」、「飯田市地域人形劇センター条例」、平成18年度一般会計補正予算（第3号）案のほか、25件の議案が提案され、全て原案どおり可決しました。

さらに、請願3件、陳情2件について、各所管の委員会で審査を行い、うち1件を採決しました。採決された請願は意見書にされ、議会の提案による意見書とともに定例会終了後に関係行政機関へ送付されました。

議決のあらまし

一般議案

**第五次飯田市基本構想
基本計画を議決**

将来の飯田市の姿について定めるものが基本構想、それを実現する実行計画が基本計画です。来年度からの十年間を対象とする新計画を議決しました。市議会は市民・行政との協働でこの計画案を作ってきましたが、「住み続けたいまち 住んでみたいまち 飯田人も自然も輝く文化経済自立都市」を目標に、まちづくりを進めます。

条例議案

**飯田市地域人形劇センター
(川本喜八郎人形美術館)
の設置条例を議決**

現行の飯田市基本計画における「人形劇のまちプロジェクト」の主要事業である人形美術館が三月末にオープンです。日本を代表する国際的な人形美術家の川本喜八郎氏が製作され、「三国志」「平家物語」に登場した人形の寄贈を受け、展示します。

条例議案

**下水道・農業集落排水
施設の使用料を改定**

一般用の下水道使用料等が改定になります。改定の対象となるのは、平成十九年五月以後に算定される使用料からです。この改定は、平成十九、二十、二十一年度の三年にわたって適用され、この三年間における利用者全体での使用料の上昇率は、五・八パーセントとなります。

可決した主な議案

飯田市部等設置条例の一部を改正する条例 (スリムで効率的な市役所をめざして組織機構を変更。部等の名称は変更しないが、分掌事務を一部変更)
飯田市地域人形劇センター条例 (平成19年3月25日に開設予定の飯田市地域人形劇センター(飯田市川本喜八郎人形美術館)の管理運営について定める条例を新規制定)
竹田扇之助記念国際系操り人形館設置条例の一部を改正する条例 (飯田市地域人形劇センターの開設に合わせ、この施設の入場料との整合を図るために料金表を改定)
飯田市身体障害者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例 (障害者自立支援法の施行による障害者デイサービス事業の廃止と平成19年1月からの新事業への移行に併せて、条例中の名称を新しい名称に変更など)
飯田市下水道条例及び飯田市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例 (飯田市下水道条例第33条及び飯田市農業集落排水処理施設条例第19条に規定するそれぞれの使用料の額を改定)
飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例の関連部分について改正)
長野県後期高齢者医療広域連合の設置 (平成20年から施行される後期高齢者医療制度は県内全市町村が加入する広域連合で運営されるが、この広域連合の設置についての議決)
南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更 (南信州広域連合の事務に、障害者自立支援法の地域生活支援事業に係る相談支援事務を加え、特別養護老人ホームに関する事務を削る旨の規約の一部改正)
下伊那自治センター組合規約の一部変更 (地方自治法の改正に伴う下伊那自治センター組合規約中の収入役及び吏員に関する規定の変更について、同組合長から協議を求められたため、議決)
飯田市基本構想基本計画 (市が総合的・計画的な行政運営を図るための具体的な取組み内容を決める「飯田市基本構想基本計画」を議決)
委託協定の一部変更 (公共下水道松尾浄化管理センター及び特定環境保全公共下水道竜丘浄化センターの建設工事)
平成18年度飯田市一般会計補正予算第2号(補正増 60,057千円 補正後予算額 40,748,014千円)ほか、5つの特別会計と2つの企業会計の補正予算

同意した人事

飯田市選挙管理委員(氏名推薦)	金田 文夫、富田 克彦、吉沢 忠義、塩沢 貞子		
飯田市固定資産評価員	矢澤 與平	飯田市千代財産区管理委員	川島 正三

請願の審査結果

内 容	請 願 者	結 果	対 応
国に対し、若者の雇用対策を国の将来に関わる大問題として位置付け、抜本的強化を求める意見書を提出願いたい。	飯田市時又 内田氏	取下同意	
国に対し、若者の雇用対策の抜本的強化を求める意見書を提出願いたい。	日本民主青年同盟南信州地区委員会 委員長	採 択	意見書 提 出
国と県に対し、障害者自立支援法の施行に伴う利用者負担の軽減と安心安全のサービスの確立等を求める意見書を提出願いたい。	障害者自立支援法の利用者負担の軽減を 求める会 地区代表	継続審議	
市に対し、障害者自立支援法の施行に伴う利用者負担の軽減と安心安全のサービスの確立等を求める。	障害者自立支援法の利用者負担の軽減を 求める会 地区代表	不採択	

陳情の審査結果

内 容	陳 情 者	結 果	対 応
国に対し、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書を提出願いたい。	飯田下伊那地区社会保障推進協議会 事務局長	不採択	
国に対し、安全・安心の医療と看護の実現を求める意見書を提出願いたい。	飯田民医連労働組合 執行委員長他1名	不採択	

総務文教委員会

飯田市部等設置条例の一部を改正する条例案 飯田市地域人形劇センター条例案 を審議

情報コーナー

◇市役所の組織の変更の概要◇

- 主な変更点を教えてください。
- 企画部の秘書室と情報推進課、総務部庶務課の文書法規係を「企画部秘書広報文書課」に統合し、総務部庶務課は「地域づくり・庶務課」に改名、地域自治組織と市民活動の支援を強化します。次に産業経済部では、商業課と市街地整備推進室を「商業・市街地活性化課」に統合します。建設部は、企画部企画課の土地利用計画係と建設部建築課(住宅係を除く。)を「都市・地域計画課」に統合し、管理計画課と建築課住宅係と都市整備課区画整理係を「建設管理課」に統合します。
- さらに教育委員会では、生涯学習課とスポーツ課を統合して「生涯学習・スポーツ課」とします。
- どうして変更するんですか？
- 行財政改革の一環で、市役所の組織をスリム化して機能をアップするためです。
- いつから変わるんですか？
- 平成19年4月1日からです。ご利用頂く窓口が少し変わる場合がありますが、ご迷惑をお掛けしますが、分かりやすいご案内とスムーズな移行に努めますので、ご理解下さるようお願いいたします。

A 今回のように、特殊な分野で集中的に携わらなければならぬ場合に限り配置してゆく。恒久的な職ではない。

Q 平成十八年十二月一日付けで水道環境部に課長級の鉛管対策専門幹を置き、鉛管で布設された上水道に対する対策を専門に行うこととなった。今後は、こうした専門的な分野には専門幹を増やすのか。

A 市役所の行財政改革を進めるためには組織の統廃合も想定している。今回の改正では、課の削減に伴って課長職数は減らす。職員の総数は、平成二十二年四月までに五〇人を減らす計画で進めている。

Q 市役所の組織を定める条例を改正して六つの課を減らすことで、組織の機能を合理化し、市民要望に応えたいというが、職員も減らすのか。

十九年度から市役所の組織を一部変更

十二月十一日に開催された総務文教委員会では、本会議から七件の議案審査を付託されました。ここでは、このうち、市民に分かりやすい市の組織とするため飯田市部等設置条例の一部改正と、来春オープンする飯田市川本喜八郎人形美術館（飯田市地域人形劇センター）の設置条例の審議の主な経過についてお知らせします。

教育委員と懇談会をしました

総務文教委員会は、12月14日、飯田市の教育委員と懇談を持ちました。約2時間にわたり、教育委員会の役割と活動に関することや、家庭教育に関することについて意見交換をしました。懇談の内容は次のとおりです。

- Q 公民館と教育委員会のかかわりは？
- A 定期的に懇談会を行っています。
- Q 小中一貫教育について、どう考えていますか？
- A すぐに実施、というわけにはいきませんが、小中学校で連携できる分野は、中学校校区ごとに行っています。
- Q 「道徳」という時間はありますか？
- A 「直接道徳」と「全教育で行うもの」の2つがあるが、1週間に1時間行ってます。

A 飯田市川本喜八郎人形美術館には、開館の初年度は多数の観客があると思うが、年間を通じては、飯田市美術館と同等程度の約三万人を見込んでいます。三國志に登場した人形を中心とすることからファンも多いと予想されるので、市内の各高校にもポスターの掲示を依頼している。川本人形館と竹田系探り人形館は展示を鑑賞する施設であり、黒田人形と今田人形の館は人形劇を伝承する施設であり、両者で施設の性格が異なるが、人形劇フェスタや元善光寺、りんご並木をつなげてPRしてゆきたい。

Q 飯田市川本喜八郎人形美術館の観客数はどの程度と見込んでいるか。また、竹田扇之助記念国際系探り人形館、黒田人形浄瑠璃伝承館、今田人形の館の四各施設を線で結び、相乗的に観客を増やすようPRしてはどうか。

要望 リピーターの観客をより多くすることが重要。運営の際には、観客を増やす工夫をしながら進めて欲しい。

A 平成十九年四月一日から開始される地域協議会やまちづくり委員会の事務の補完をはじめ、NPO等による地域づくりを支援してゆく。地域との関わりについては、旧市五地区をはじめ市の十八地区に、それぞれ「地域づくり・庶務課」に属する事務所長を配置し、地域づくりに取り組んでゆく。

Q これまでの総務部庶務課に代わる「地域づくり・庶務課」が担当「多様な主体の地域づくり」とはどんな業務なのか。

飯田市身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正条例案 介護保険特別会計補正予算（第1号）案 を審議

情報コーナー

◇新たに後期高齢者医療制度が作られます◇
なぜお年寄り専用の医療制度が作られたの？

高齢者社会の到来に伴い、老人医療費を中心に国民医療費が増大していますが、現在の制度は若年世代と高齢者世代で医療費の負担が不公平だと言われています。これを是正し公平な負担とするため、平成20年を目途に75歳以上の高齢者を対象とした新たな医療制度が作られます。長野県ではこの制度を県下の全市町村で構成する広域連合が主体になって運用することになりました。

なぜ飯田市は自分で制度を運用しないの？
市町村が運営している国民健康保険はどれも財政的に余裕がなく、健康保険組合も規模が小さいために運営に苦労している状況です。また政府所管の健康保険も全国一本の運営のため、各々の地域の実情が保険運営に十分に反映されないという課題があります。そこで県を単位として保険者を再編統合することにより、医療保険制度の一元化を進め、保険財政の基盤の安定を図ります。

費用の負担はどのようなの？

税金から5割、現役世代からの負担金を4割、高齢者から広く浅く1割を徴収することになります。



平成19年1月から名称が変わり「ケアセンター」になりました。

多くの市民の皆さまに通所サービスをご利用戴いています。



A 「後期高齢者医療保険制度」は、七十五歳以上の全ての高齢者を加入対象としており、保険料の決定等は県内全市町村から構成される広域連合の条例で決定されます。また、この広域連合の議会の定数は十六であり、各市町村の議員から選ばれます。

A 改正前の条例では、施設が行う事業は、「創作活動」、「日常生活訓練」、「社会適応訓練」でしたが、今回の改正で「生活介護」と「自律訓練」に関する事業を行うことに改めました。これは法律の改正による措置ですが、実際に行う事業の内容は変わりません。また、市長が必要と認められた場合には、事前に施設を体験利用することができます。

Q 施設が行う事業の根拠となる法律が、身体障害者福祉法等の法令から「障害者自立支援法」に変わったが、これにより事業の内容も変わるのか。

A これまでも、利用者のご自宅からデイサービスセンターまで利用者を移送するサービスを行っていましたが、条例では、この移送サービスの実施が不可能な場合は、利用許可を取り消すことがある旨の規定を置いていました。今回の改正では、もし移送が不可能な場合でも、利用許可を取り消すことがないように改正するものです。

Q 飯田市身体障害者デイサービスセンター条例の改正の主な内容は。

介護保険事業の内容が一部変更になります。

十二月十二日に開催された社会委員会では、本会議から七件の議案の審査を付託されました。ここでは、このうち、身体に障害をお持ちの方々にご利用になる身体障害者デイサービスセンター条例の改正と、介護保険特別会計の補正予算の審議の主な経過についてお知らせします。

Q 長野県後期高齢者医療広域連合は、どのように運営されるのか。
意見 市町村単位で行ってきた従来の国民健康保険制度に比べて、個々の市民の生活実態が見えにくくなるのではないかと。高齢者等の意見が反映できるような仕組みや機会を設けることが必要ではないか。

A 飯田市の特徴的な事業としては、今年度から柔道整復師会の方々のご協力を頂いて各デイサービスセンターで開始している事業が挙げられます。それぞれの施設の教室で三ヶ月間ほど行っていますが、終了後に行っている評価では、今のところすべて利用者に良い効果が出ているという結果です。

Q 特定高齢者の介護予防事業で、飯田市が独自で行っている効果の上があったものはあるか。

A 従前の「要支援」の方々はこれまで「介護予防サービス費」で対応してきましたが、今般の制度改正により、その多くが「経過的要介護」の区分に移行し、その方々は「介護サービス費」で対応することになりましたので、今回その予算を直します。また、現在「要支援」で、比較的程度が軽い方は、「介護予防」の事業で対応させて頂くこととなります。

Q 介護保険特別会計で「介護予防サービス費」が約三億二千万円の減額になっているが、この理由は何か。

産業経済委員会

平成18年度の一般会計補正予算（分割付託分）を審査

十二月十一日に開催された産業経済委員会では、平成十八年度一般会計の補正予算のうち、産業経済委員会の所管とされた部分等について本会議から審査を付託されました。ここではこの経過についてお知らせします。

農業・観光振興のために白熱した討議を展開

Q 今回の補正予算には、農業委員会費に臨時職員の賃金が計上されているが、農業委員会事務局の職員体制は充分なのか。年々、事務局の職員の定員が減っているところだが、今回の補正予算の提案の趣旨は、わずかな事務のために時間が足りず、臨時職員に担当させるための費用ということだが、農業委員会事務局の執務の実態はどうか。

A このたびの「独立行政法人農業者年金基金法」の一部改正により、この補正予算の審査口である平成十八年十二月現在、強制加入だったこれまでの制度と、掛け金の任意積立て方式となる新たな制度が併行しています。平成十九年一月からは、新たな制度による掛金請求事務が一部開始されますので、これに備えて、農業者年金受給者台帳に登録される内容と、農家台帳の登録内容との突き合わせ作業に精査が必要となりました。この作業は、平成十八年十二月末までという限られた期間に臨時職員一名の業務量で対応したいと考えますが、経験豊富な正規職員が応援し、円滑に進めます。農業委員会事務局の業務状況については、かねてからご議論を頂いており、確かに厳しい業務状況にありますが、それは市役所の他の部署も同様です。それぞれの職員の意欲でカバーします。

Q 各地区で開催されている農地相談の日が減少しており、市民に不便をかけていないか心配している。今回の補正予算による臨時職員を業務に充てることで、農地相談の日を増やすことはできないか。

要望 農業委員会事務局職員の執務環境に配慮されたい。

A 各地区で行っている農地相談の業務は、農業を営む方々にとって重要なものであることから、充分な知識と経験を有する正規の職員を充てる必要があると考えています。また、業務が勤務時間外に及ぼざるを得ないため、その面からも、正規の職員による対応が必要と考えます。従って、今回の補正予算では正規職員の人員の変更はないので、農地相談の日数の増加はできませんが、飯田市農業委員会として行うべき農地相談の業務には支障が生じないよう注意して対応していきます。

平成18年11月21日には、飯田商工会議所工業委員会と懇談をしました。市内で活躍される丸久様、ヒカリボックス様の工場を視察させて頂き、それぞれ代表の方から、経営上ご苦労されていることをお聞きしました。その後の工業委員会との懇談において出されたご意見は次のとおりです。

- ①求人・求職のミスマッチへの対処
- ②既存企業の経営体質の強化
- ③ニーズに応じた工業用地の整備
- ④企業誘致と円滑な人材確保

平成18年12月11日には、林産業団体と懇談をしました。林産業の現状を紹介の後、次のご意見を頂きました。

- ①地域内で循環できる林業経営環境と、地元産材を利用したビジネスモデルの確立が必要
- ②伐採木をスムーズに運び出せる林道等の整備が必要
- ③行政による地元産材の利用普及制度の充実
- ④化石燃料に代わるバイオマス燃料への転換の促進

◆閉会中の議会活動◆

産業経済委員会レポート

産業経済委員会は、精力的に地域の経済団体と懇談を行い、市長に対して行う政策提言において、懇談の内容を反映させて頂いています。ここではその内容をお知らせします。

平成18年12月25日には、飯田市農業委員会と懇談をしました。農業委員会が市長に行った提言の内容について説明を頂いたほか、地域の農業の課題について、熱心に話し合いが行われました。



熱心に行われる懇談の様

A 座光寺の麻績校舎の裏側には汲取り式のトイレがありますが、麻績の里の校舎にはシーズンに三万五千人の観光客が訪れており、利用の繁閑こそありますが、汲取り式のトイレでは処理しきれない場合があり、少なくとも校舎のシーズンには不都合が生じていることは確かです。公衆トイレの改修・増設の需要を示す具体的な数値等は、現在把握していませんが、少なくとも、大型観光バスで観光客が訪れる場所には、公衆トイレが必要であると認識しています。

Q 今回の補正予算には、座光寺の麻績の里の公衆トイレの増設工事の費用が計上されているが、このトイレの整備前の状況はどうだったのか。また、市内の他の公衆トイレの改修・増設の需要は、観光課ではどれだけ具体的に把握しているか。

要望 今後、公衆トイレを設置する場合は、設置基準と周囲の景観に配慮したデザインに基づいて行われたい。

飯田市下水道条例、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案を審議

◆下水道使用料の改定の内容◆

◇使用料の改定日

平成19年5月以後の算定使用料からです。

◇新使用料の金額の概要

排出量 (m ³)	使用料の額(円)		
	改定前	改定後	増額
基本使用料 (8m ³ まで)	1035	1100	65
9~15	138	148	10
16~20	165	178	13
21~30	193	206	13
31~50	211	224	13
51~100	238	251	13
101~200	262	275	13
201~500	272	285	13
501~	276	289	13

※公衆浴場用は水道業務課へお問合せ下さい。

◇使用料上げの理由

下水道の維持管理の経費には、頂いた使用料を充てています。市役所も節約していますが、使用料だけでは足りずに税金も投入しています。この投入額は毎年増えてしまい、止むを得ず使用料の引上げが必要になりました。

A 今回の計画は平成十九年度から二十一年度までが対象ですが、今後は借入金返済額などが増加し、平成二十七年頃にはピークが来ます。使用料を充てるような経費は増加傾向にあるので、計画期間の後も、国の補助や利用者の増加状況等に応じて使用料を見直します。

Q 平成二十五年度の「市民皆水洗化」に向けて、下水道整備基本計画を大幅に見直し、総事業費を大きく削減したことはよい。今後も一層のコスト削減を図りつつ、三年に一度の計画改定を進めるのか。

A 今回の引上げは、「事業への公費負担の状況や、安定した運営の維持を考えれば、止むを得ない」との認識の下に、次の意見が出ました。
 ①下水道の接続の促進による収入確保と、各施設の効率的運営により、維持管理コストの縮減に努力されたい。
 ②合併処理浄化槽の維持管理費用に対する補助金の制度を整備されたい。

Q 今回の下水道等の使用料の引上げ案は、飯田市上下水道運営審議会の審議を経たものだが、審議の内容は。

平成十九年四月から下水道・農集排の使用料が変わります

十二月十二日に開催された建設環境委員会では、本会議から六件の議案の審査を付託されました。ここでは、下水道及び農業集落排水処理施設の使用料の条例改正、議会議案により国に提出した道路特定財源に関する意見書の審議経過などについてお知らせします。

A 法律は、人に危険を及ぼす可能性のある動物を「特定動物」とし、トラ、タカ、ワニ、マムシなど約六五〇種を選定して、その飼育には県知事の許可が必要となりました。飯田市立動物園では、ニホンザル、ドグエラヒビほか四六頭が該当することになりました。これまで以上に、安心・安全な飼育に努めます。法律による措置ですが、万が一、特定動物が動物園から逃走した場合に備えて、個体の識別ができるよう、動物の体にマイクチップを埋め込むこととしました。

Q このたびの「動物の愛護及び管理に関する法律」により、特定動物の個体識別が義務付けられたが、飯田市立動物園ではどんな動物が対象となるか。また、具体的にはどのような措置を取るのか。

「道路特定財源を一般財源化など他に転用しないことを求める意見書」を国に提出しました。

市議会では、飯田地域の道路整備の現状から、道路特定財源の制度は必要と考えます。そこで、建設環境委員会に所属する全議員が上記の意見書案を本会議に提出し、可決されました。さっそく意見書とし、国に提出しました。

情報コーナー

- 道路特定財源ってなあに？
- 自動車を利用する人が道路にかかる費用を負担すべきとの考え方に立ち、自動車の利用に直接関係するガソリン税、自動車取得税、自動車重量税、石油ガス税などの税金を「道路特定財源」とし、道路の建設費や維持費に充てています。
- 今、何が問題になっているの？
- 市議会は、道路特定財源の制度は「必要だ」という意見ですが、「いらない」という意見もあります。内容は次の通りです。
 - <市議会の意見>
交通渋滞による経済損失は国民1人当たり年間30時間、電線地中化率も先進国中で低く、落石・地すべり等の道路災害も年間約4700件ある。飯田地域においても、持続的発展のためには三遠南信道路などの道路整備が不可欠で、制度は必要だ。
 - <制度を廃止すべきという人の意見>
制度ができた1953年当時、日本の道路事情は悪く、道路を整備するお金を確保するために制度は必要だったが、もう十分に整備された。今、国は赤字なので、道路にしか使えないこのお金を他の仕事にも回せるよう、制度を廃止すべき。

動物園のウリ坊です。毎日大きくなっていますので、見に来て下さいね。



基本構想基本計画特別委員会

飯田市のめざす都市像と今後の指針を定める

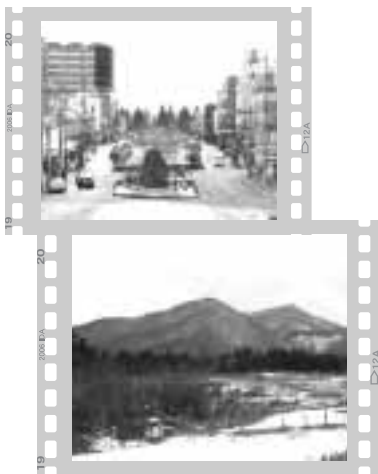
第5次基本構想基本計画を可決

【委員長の審議経過報告】

当委員会では、今回の第5次基本構想基本計画の策定に向けて、20回にわたる会議を開催し、市民の代表である市議会の役割を果たすよう、一生懸命に検討してきました。

また、市民の視点に立った市政を推進するため、地方自治法には定めがありませんが、基本構想だけでなく基本計画までも、市議会が議決して定めるよう、先の市議会定例会において新しい条例を定めて今回の議決に備えてきましたし、この間、飯田市基本構想基本計画策定市民検討会議の委員の皆さまとも意見交換も行い、市民の声が反映されるよう努力もしてきました。

さらに、「環境文化都市宣言」に関する議論があり、これについては市民と行政と議会の協働により、盛り込んでいくことになりました。



私たちひとりひとりの参加と協働で、飯田を将来に伝えてゆかなければなりません。

第5次基本構想基本計画のあらまし

第1編 「策定にあたって」

1 はじめに ～真の「自立」を目指して～

・自立と持続可能な地域づくりを目指す市の基本的な姿勢を宣言します。

2 「挑戦する時代」の到来 ～時代認識～

次の8つの視点から、直面している今の時代を分析しています。

- ①環境の優先 ②新たな国際連携と相互補完 ③人口減少 ④国と地方の新しい関係
⑤既存の地域蓄積を活かす必要 ⑥支え合いと補い合い ⑦「人」を見つめ直す
⑧そして「磨き、拓き、創る」時代へ

3 これまでの飯田市のまちづくりの総括

・多様性のあるまちを育んできた飯田の歩み
・特徴あるまちづくりを推進してきたこれまでの基本構想基本計画

第2編 「めざす都市像」

1 今回の構想の対象期間：平成19年度から平成28年度まで

2 目標人口：平成28年度の市の人口を106,000人と見込みます。

3 めざす都市像

「住み続けたいまち、住んでみたいまち、飯田 人も自然も輝く 文化経済自立都市」
～環境文化都市を見据えながら～

4 「文化経済自立都市」を実現するための5つの「まちの目標」

- ①さまざまな産業がいきづき地域経済が自立した元気なまち
②地域で学び地域で育つ「地育力」でみんなが輝くまち
③ともに支え合い、安心、安全に暮らせるまち
④豊かな自然、文化を活かし、多様なライフスタイルが実現できるまち
⑤みんなの思いでうごくまち

5 目標の実現のための課題

・人口減、少子化、高齢化への対応 ～将来を担う人材の確保～
・国、地方の財政難に伴う地域自立化への対応 ～国に頼らない地域の自立～
・地域コミュニティの活性化～地域の総合力による人材づくり～ ほか

第3編 「まちづくりの方針」

1 まちづくりの基本理念

「多様な主体による協働のまちづくり」

2 まちづくりの方針

・自治基本条例の理念を活かす（市民主体の原則、情報共有の原則、参加協働の原則）
・地域自治組織の導入（地域自治区を全地区に設置、地区のまちづくり組織の再編）
・土地利用計画の方針の確立（持続可能な地域構造、拠点連携型の地域構造へ転換）
・行財政改革の方針確立（行政と民間の役割の見直し、集中改革プランの実行ほか）

第4編 「まちづくりの進め方」

1 基本計画の意義

・基本構想を具体化するために、基本構想と一緒に策定するものが基本計画です。
・計画の対象期間：平成19年度から平成23年度まで

2 基本計画の特徴

課題解決に取り組む主体と役割を明確にし、重点施策と達成目標を設定しています。

3 「めざす都市像」の実現に向けて展開する政策

・多様な産業が発展する経済力の強いまちづくり
・地育力によるこころ豊かなひとづくり
・健やかに安心して暮らせる安心安全、快適なまち
・人の営みと自然・環境が調和したまちづくり ほか

土地利用計画特別委員会

土地利用関係条例の制定に向けた着実な準備

土地利用基本方針の原案策定が進む

土地利用計画特別委員会は、十月十七日及び十一月二二日に開催された会議において、理事者側で策定を進めている土地利用基本方針の概要について検討をし、理解を深めました。ここでは、会議の中で出された質疑のうち、市議会とかかわりのある部分についてお知らせします。

【原案のあらまし】

原案は、「第1編 飯田市の状況と特性等」、「第2編 飯田市土地利用基本方針」、「第3編 市全域の都市づくり構想」、「第4編 土地利用基本方針の実現に向けて」、「第5編 地域土地利用方針」の5編の構成で、市の現状と課題の分析、土地利用のあり方、都市計画区域の内・外における土地利用の方針、都市施設の整備方針、まちづくりのあり方、地域別の土地利用の方針などが述べられています。また、第5編の地域土地利用方針は、地域の皆さまのご意見を基に、今後順次策定されます。

Q 試案は、交通体系、子育て、環境、地域づくりほか、市の重要課題をほぼすべて網羅し、現在は企画部を中心に策定が進められているが、ひとつひとつの課題を所管してゆく部局は企画部以外の部局にもわたっている。案の内容や課題等の認識は、全庁で連携してなされているか。

A 平成十九年度から策定担当は建設部になります。現在は、産業経済部、農業委員会事務局、建設部、企画部との兼務が命じられた職員が適時に会議を開催し、必要に応じ、関係部課の職員を加えた会議も開催して、密に連携を図っています。

Q この計画試案の内容は、第五次基本構想基本計画の内容と重なる部分があるように思われるが、両者の関係はどうか。

A 基本構想基本計画は市の全体ありかた、土地利用計画はあくまで土地利用という切り口からの策定です。ただし、両者の内容は整合させており、案においても、この案が基本構想基本計画の理念に沿ったものであることを明記しています。

行財政改革検討委員会

飯田市行財政改革大綱の策定に向けた検討を深める

【行財政改革の基本方針】

目的：第5次基本構想基本計画の着実な推進

方針：集中的に取り組む分野（重点施策分野）→ 財源・人材を重点投入

その他の分野 → 更なる創意工夫で限られた資源を有効活用

【重点的に取り組む事項】（主な事項を抜粋）

- 1 行政の役割の明確化、行政と民間の役割の見直し、協働の促進
 - ・多様な主体の役割分担を提案。役割に沿った目標設定と事業の構築。活動支援
- 2 効率的、効果的な行財政運営
 - ・持続可能な財政運営（歳入確保、歳出抑制、受益者負担の適正化）。施策の優先度と目標の設定。施設の統廃合・民営化の推進と成果の評価。職員数と人件費の適正化
- 3 良質な行政サービスの提供
 - ・職員の資質向上と能力主義による処遇。行政評価システムの充実。窓口サービス向上
- 4 推進体制
 - ・行財政改革推進本部による内部管理。市議会への進捗状況の報告と意見聴取
- 5 行財政集中改革プラン
 - ・事業の整理再編、民間委託の推進、職員の定員と給与の適正化、経費節減、人材育成

【財政見通し】（各年度の財政規模：単位は百万円）

・19年度：40,656 20年度40,828 21年度40,225 22年度40,473 23年度39,987

行財政改革検討委員会は、平成十八年十二月十九日に発足した法定外の委員会です。しかし、委員会となる以前においても、飯田市の行財政改革について勉強会を行うなど、専門的で精力的な活動を続けてきました。このたび、このような形で発足しましたので、委員会において検討が続けられている内容についてお知らせします。

飯田市行財政改革大綱の内容を
お知らせします

第4回定例会の一般質問の質問内容

新井 信一郎 (会派みらい)

- 1 南アルプスの世界遺産登録に関し、①現在の取組状況 ②南アルプスの利活用に関する教育委員会による児童生徒への指導等の状況
- 2 学校でのいじめ問題から考える教育の運営に関し、①いじめはあるのか ②いじめの定義とその事実の把握方法 ③学内のいじめに対する教育現場・教育委員会の把握状況 ④家庭でのケアのあるべき形 ⑤行政全体による対応のありか ⑥いじめ解決のための通学区域自由化への考え ⑦セーフティパワチャー制度の導入
- 3 公立学校の新たな価値観に関し、①私立校と比較して打ち出すべき個性と魅力 ②魅力ある教育環境を各学校ごとに作り出す方法 ③児童生徒の増減に対する対応

佐々木 重光 (会派みらい)

- 1 市制施行70周年事業に関し、①事業計画の内容は ②より多くの市民が参加できる事業にすべきではないか
- 2 飯田市の都市宣言の見直しに関し、①都市宣言の位置付けは ②現行の都市宣言を見直す必要はないか
- 3 新市庁舎の建設に関し、①新市庁舎建設の必要性 ②建設の方法とまちづくりからの新庁舎の位置付けは ④建設費用の捻出方法は
- 4 監査体制に関し、①監査から見た市の事務の問題点 ②指摘した事項に対する改善内容の確認方法は

中島 武津雄 (会派みらい)

- 1 南アルプスの世界遺産登録に関し、①静岡県議会から当市議会に登録運動への協力依頼があったことを市は承知しているか ②世界遺産の「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」の3種のうち登録形式としてはどれが有効か ③県をまたいだ広範囲な連携体制の必要性 ④市としてこの運動に積極的に関わる意志の有無
- 2 座光寺パーキングエリアの利活用とスマートインターの導入に関し、①近時行われているスマートインター導入の社会実験の把握状況 ②スマートインター導入による座光寺パーキングエリアの利活用は市の北部地域のみならず近隣町村の活性化に有効ではないか ③導入の可能性と市の取組み

吉川 秋利 (むとす市民の会)

- 1 現在進められている「まちなか観光」に関し、①市の「観光」に対する基本的な考え方 ②その考え方における人形劇の位置付けは
- 2 市が行っている少子化対策事業に関し、①取り組んでいる主な事業の内容と現在までに表れた成果 ②子どもの数を増やすにはどうすればよいと考えているか ③近時増加しているいじめ及び自殺連鎖との関連
- 3 地域の交通網の整備に関し、①三遠南信自動車道について ②リニア新幹線の現在の取組み状況について ③飛行場の設置について

内山 要子 (会派みらい)

- 1 子育て支援に関し、①医師不足に対応する助産師の活用と養成 ②妊婦検診の全額補助の導入 ③子育て支援に対する企業の現状 ④お金の尊さに関する教育
- 2 子供の安全対策に関し、①学校内における安全対策の現状 ②職員室からの来訪者の確認の状況 ③登下校時の安全確保対策 ④空家、公園等への対策
- 3 人口減少対策に関し、①若者定住住宅建設への取組み ②若者定住のための大学設置の意向
- 4 男女共同参画に関し、①働く女性の支援のための病後児保育と託児所の設置 ②地域自治組織への女性参画推進

上澤 義一 (会派みらい)

- 1 地域自治組織に関し、①既存の各種団体や連合組織の統合・再編の進捗状況 ②上部組織や機関と、まちづくり委員会との関わり方はどうなるのか ③地域自治組織について市長が定めることとなる規則、要綱等の整備状況 ④地域自治体の拠点事務所の設置に向けた検討の進捗状況 ⑤地域自治組織発足により、本庁組織の見直しと人員の対応
- 2 指定管理者制度に関し、①制度の導入後の現状とその運営の実態 ②今後の取組み

清水 可晴 (市民パワー)

- 市の公の施設の運営に関し、①行財政改革の方向と取組みの現状 ②指定管理者制度の導入と民間委託の推進状況 ③飯田市行革推進委員会及び市民の意見 ④平成19年3月の高松分院の廃止に伴う入院患者への説明責任と地元合意 ⑤分院の解体時期 ⑥新介護老人保健施設ゆづりの開業に向けた年次計画と運営形態 ⑦特養飯田荘と第二飯田荘は実績を重視して公設公営を維持するのか、飯田市民の優先入所の確保は ⑧公立保育園の民営化について市政懇談会での説明に寄せられた市民の意見と行革推進委の意見 ⑨保育ニーズの私立シフトの中、公立のニーズはあるのか ⑩保育園民営化の今後の進め方 ⑪施設の民営化に伴う市職員の身分保障

原 和世 (会派みらい)

- 1 教育委員会が直面する今日の課題に関し、①教育委員会の組織、その役割、期待されることは何か ②教育委員会の情報公開の状況はどのようなものか ③学校集金の未納問題の現状とこれへの対応は
- 2 南信州地域の自治・自立と道州制に関し、①自治・自立に進んでいる南信州地域の各町村との関係はどうか ②南信州地域の自立と道州制とはどのような関連性があるのか ③三遠南信地域連携ビジョンの策定状況はどうか

原 勉 (会派みらい)

- 南信州広域連合の運営の現状に関し、①当市が南信州広域連合に対して支出している負担金の額及び現在の状況 ②南信州広域連合として行われている具体的な施策や事業にはどのようなものがあるのか ③南信州広域連合と下伊那郡村会について、それぞれが行う事業はどのように関わりがあるのか ④南信州広域連合が地域で果たすべき役割について、構成団体である飯田市長としてはどのように考えているか ⑤南信州広域連合を構成する当市としては、今後広域連合が行う事業に対し、具体的にはどのように取り組むのか。

木下 克志 (会派みらい)

- 1 経済自立度70%の実現に向けた産業振興に関し、①企業誘致の現状と今後の見通し ②市として把握している企業誘致の問題点とその対策 ③もし現状のインフラの規模で可能な誘致が全て完了すれば、経済自立度は何%のアップが見込まれるか ④既存の小規模企業の支援策にはどのようなものがあるか ⑤人材誘導事業の現状と今後の対策について
- 2 経済自立度70%の実現に向けた観光振興に関し、①今までに行った誘客の内容分析 ②外貨獲得戦略のシナリオ ③天竜峡活性化事業の内容 ④今後の観光開発

森本 美保子 (会派みらい)

- 1 「こどもを守る安心の家」に関し、①取組みの状況 ②学校と警察との連携の状況とその方法 ③学校と保護者との連絡システムについて
- 2 子育て支援事業に関し、①保育所の環境の整備 ②平成13年に示した「保育所の民営化の前提条件」の変更の有無 ③民営化に対して市民が不安に思う保育料の値上げ、保育サービスの低下、経営の安定性等に対する市の配慮は ④保育所改築に対する財政措置は ⑤保育所への地元の要望について市の取扱いは ⑥幼稚園の保護者の負担軽減策 ⑦幼保一元化、認定保育園について市の考え

伊垂 敏子 (日本共産党)

- 1 障害者自立支援法の10月完全実施に伴い、①応益負担の導入について ②障害者自立支援法施行後の影響調査の実施の有無 ③サービス利用料の減免制度の充実を ④障害児を抱える保護者への子育て支援の充実を ⑤施設運営費の支援強化策は
- 2 改正介護保険法の施行に伴い、①地域包括支援センターの業務は ②介護予防ケアプランの作成状況 ③特定高齢者の選定状況と介護予防事業の実施状況 ④新予防給付の実施状況 ⑤法改正によるサービス低下はあるか ⑥福祉用具の貸与対象が狭められたことについて

永井 一英 (公明党)

- 1 地球温暖化問題に関し、①温室効果ガス10%削減目標の現状総括と今後の取組み ②森林の総合的利活用への取組みと公共施設の木材利用及び小中学校の内装木質化の促進 ③バイオマスタウン構想策定 ④木質ペレット、ペレットストーブの需要の伸び ⑤バイオエタノール混合ガソリンの普及 ⑥バイオマスの賦存量の把握状況
- 2 特別な教育ニーズを持つ児童生徒に関し、①従来の特殊教育の対象児童生徒数と、特別支援教育制度となって対象となった児童生徒数 ②通常学級に在籍する対象児童生徒への指導における苦勞 ③小中学校へ進学時の学校連携 ④学校教育法等の一部改正による支援体制の変更は ⑤医療、保健、福祉機関との連携 ほか

柄澤 紀春 (むとす市民の会)

- 1 市長の政治姿勢に関し、①現時点での自己評価と今後の決意 ②地域経済活性化プログラムと土地利用計画との関係 ③市政懇談会での市民要望の予算への反映
- 2 学校教育に関し、①昨今の小中高生の連鎖的自殺等に対する状況分析 ②文科省へのいじめ実態報告と市教育委員会の対応の現状 ③いじめ防止と実態把握への取組み ④いじめの側への指導と対応は ⑤教育委員会のあり方の見直し ⑥教育基本法改正への評価は ⑦上村中学校の複式学級の回避 ⑧通学区域の変更について
- 3 丘の上の活性化対策に関し、①路上パーキングチケット制度の現状と今後の継続 ②アーケードの占用料の免除制度

木下 容子 (市民パワー)

- 1 子どもの教育に関し、①伝統文化や芸術に係る教育を通じて子どもの感性や人間性を育むことの必要性 ②文化庁の支援事業の活用を ③授業に体験事業や芸術家派遣事業を取り入れては ④地域の伝統文化や芸術に触れる機会を持つ必要性
- 2 市制施行70周年記念事業に関し、①予定する事業は ②交流のある他市とタイアップして行う事業を ③市の歴史は飯田線の歴史と不可分、JRとタイアップした取組みを ④市民主体で行える取組みはあるか ⑤市制施行以後、各10年間ごとの飯田市の記録を残さないか ⑥この機に市民憲章、飯田市歌、飯田市の歌の普及を

下平 勝照 (市民パワー)

- 1 教育行政に関し、①教育基本法が改正されるが現在教育現場で問題はあるか ②改正法により教育への支配・介入が懸念されるがどうか ③頻繁な教育制度改革で教育現場には戸惑いはないか、どう捉えているか ④いじめ、不登校の問題は法改正で解消するのか ⑤給食費の滞納が社会問題化しているが市の実態は ⑥食育基本法の施行に伴い学校給食を現在のセンター方式から自校方式に改めたらどうか ⑦学校評議員制度の機能状況、選出方法と基準、任期、開催方法、業務内容
- 2 地域自治組織に関し、①導入を控えて未加入問題があるが解決策は ②市民税の均等割部分を地域に配分したら

後藤 荘一 (日本共産党)

- 1 市役所で現在行われている行財政改革と定員適正化計画に関し、①正規職員を削減して臨時職員を充てているかどのような考えに基づくものか ②臨時職員の賃金等の費用総額はいくらか ③臨時職員の任用は半年間が原則だが実際には期間終了後に更新して任用が継続している。その必要性は ④農業委員会事務局職員数の現状と、今後の業務への対応の方向性
- 2 上下水道事業に関し、①行財政改革における下水道事業の取組み内容 ②鉛管の解消に向けた対策

牧内 信臣 (日本共産党)

- 市の教育の実情と今後の対応等に関し、①改正教育基本法は教育内容への政治介入排除と教育の自主性を保障するか。なぜ改正が必要か ②いじめ、生徒の自殺などは競争、序列主義が主因ではないか。学校、先生、子供のランク付けが始まらないか ③安部内閣の「やらせタウンミーティング」は市教育委員会に事前説明があったか ④教育基本法や児童憲章が謳う「個人の尊厳」等は教育行政に生かされているか ⑤全国一斉学力テストと学校選択制の導入の影響は。また基礎学力向上、ゆとり教育が言われてきたが、導入による教育内容や学校行事への影響 ⑥愛国心は心の問題で押し付けは不適当 ⑦準保護世帯の就学援助補助金の一般財源化による影響

次の定例市議会は2月27日開会予定です。あなたも是非傍聴を!!

傍聴席

この欄では、傍聴者アンケートで市議会にお寄せいただいた市民の声の中からいくつか紹介しています。

◆とつても聞きやすく、飯田のまちづくり役に役立ちそうな会議でした。車のナンバープレートで飯田のナンバーは作れないのでしょうか。

(十一歳 女 小学生)
◆いじめのことなど、子どもたちが育つ環境を考えてくれていました。いじめはこわいことです。真剣に考えてくれて嬉しです。

(十二歳 女 小学生)
◆すごく適切な意見を言い、すぐに返事も返せてすこいです。僕も学校生活に活かしたいです。
(十二歳 男 小学生)
◆一問一答方式のやりとりは分かりやすく、市長の方向性を持ったご回答が前向きに聞かれました。

(六四歳 男 会社員)
◆鼎の議員の傍聴に来ましたが、いろいろなことが分かりました。家ではオフトークで聞いていますので長時間は聞けませんから、議場へ来られてよかったです。私たち婦人会も市政に関心を持っています。

(七五歳 女 主婦)

議員コーナー

(議席順に掲載します。)



柄澤紀春

— 仲人親 —

私の仲人親は元県議の故松下逸雄夫妻である。二十九歳で初代上村長の時、父の実家の従兄が助役を、別家が議長を務めた。私の母が同級生で親しかったので仲人を頼んだのだ。仲人子是最終的に六十四組で、私はその二十九番目だ。仲人子会がなかったので私が立ち上げて開催したとこ



森本美保子

— 「ありがとう」の温もりのなかで —

「千の風になって」。私は今この歌にはまっている。同時多発テロの時に、遺児によって朗読された詩として関心を持っていた。作者不明のこの詩に、新井満さんの日本語詩と曲によって生まれたのが「千の風になって」、あの大きな空を吹きわたつていきます」という歌だ。平和と生命のメッセージの歌として、パワーを与えてくれます。私は、歌うことが大好きな人間で、落ちこぼれなのに、

ろ、両親が殊のほか喜んでくれて毎年開催することになり、以来仲人子会長を務めてきた。

父親を「荒い口調で恐い」と言う人も多くいたが、内心は、人一倍情け深く、思いやりと優しさを秘めた人だった。特に私が市議員の時には市と県議のパイプ役で、理事者や上司と同行すると怒りやすい私を関係なく怒つてその場を納めるといいう気の遣い方には独特なものがあつた。政治力、実行力、決断力、記憶力が抜群で、演説もトンチを入れたり、怒鳴りつけたり、褒めたりと、独特の技術で人の心を読み取る人であつた。私の最も尊敬する政治家である。

ご迷惑も顧みず、松尾コーラスに席を置かせてもらい、感謝している。デイサービスや宅老所での音楽ボランティアは、私にとって活動のエネルギーを頂く場でもある。私の問いかけに、解らないと多くを語りはしないが、共に歌う一つの歌は、その人にとって、心の拠り所であり、歴史でもある。深い思いを涙の中に見る。歌い終えて、お互いに手を握りあい「ありがとう」の言葉を交わす。その人に寄り添うことによつて、温かいものが体中に広がる。「また一緒に」とお別れするが、その「また」が、なかなか思うようにいかない昨今である。

議員は地域の行事等に出席した場合に金品を贈ること
を禁止されています

議員は、公職選挙法により、選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは、いかなる名目であっても禁止されています。

祭り、運動会、各種会合など、地域の行事に招かれた議員は、飲み物・弁当の接待等を受けたお礼として金品を贈った場合は、たとえどんな名目であつても寄附をしたことになりません。

ただし、通知に会費が明記された完全会費制の会に出席し、その会費を支払うことなどは寄附にはなりません。

市議会議員は、法令を遵守し、市民の皆様の信頼を得ることに引き続き努めて参りますので、皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

議会本会議の中継

飯田ケーブルテレビの5chとオフトーク通信「ホットラインIIDA」の3chで本会議の様相を中継しています。

第一回定例会日程(予定)

- 二月二十七日 開会
- 三月八日 代表質問
- 三月九日 代表・一般質問
- 三月十二日 一般質問
- 三月十三日 総務文教委員会
- 三月十四日 産業経済委員会
- 三月十四日 社会委員会
- 三月十四日 建設環境委員会
- 三月二十三日 閉会

(日程は変更することがあります。)